

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 12 月 23 日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

石巻・田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合規則第 6 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県後期高齢者医療広域連合の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

本則中「すべて」を「全て」に改める。

第 15 条第 4 項中「第 11 号及び第 18 号から第 20 号まで」を「第 11 号及び第 18 号から第 20 号まで並びに第 22 号」に改める。

別表第 2 第 17 号及び第 18 号中「認められる場合」を「認められるとき」に改め、同表中第 22 号を第 23 号とし、第 21 号の次に次のように加える。

(22) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（当該通院等が体外受精その他の広域連合長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては 10 日）の範囲内の期間
--	---

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。